

## Client Alert

2023年12月号 (Vol.120)

1. はじめに
2. 知的財産法：個人情報保護委員会が「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直し規定に基づく検討」を公表
3. 競争法／独禁法：公取委による適正な価格転嫁に向けた取組の状況
4. エネルギー・インフラ：長期脱炭素電源オークションの最大限の活用に向けた議論の方向性について
5. 労働法：個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会の報告書の公表について
6. 会社法：ISS、2024年版ISS議決権行使助言方針（ポリシー）改定に関するコメント募集
7. 危機管理・コンプライアンス：農林水産省「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き（案）」の公表
8. 一般民事・債権管理：金融庁「中小企業の事業再生等に関するガイドライン事例集」の公表
9. M&A：吸収合併契約承認の株主総会に先立つ委任状の送付が株式買取請求に際して必要となる反対通知に該当するとされた事例（最決令和5年10月26日）
10. キャピタル・マーケット：金融庁、RSに関する開示ガイドラインの改正案を公表
11. 税務：タックスヘイブン対策税制に関する最高裁判所判決において国側勝訴
12. 国際訴訟・仲裁：主要仲裁機関における仲裁規則の改訂
13. 国際通商／経済安全保障：経産省、「経済安全保障に関する産業技術基盤強化アクションプラン」を公表
14. 米国：AIに関する大統領令の公表
15. 中国・アジア（タイ）：タイにおける同国外源泉所得に対する課税範囲の拡張
16. 新興国（チリ）：チリ消費者保護法の改正

### 1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2023年12月号 (Vol.120) を作成いたしました。実務における一助となれば幸いに存じます。

## Client Alert

### 2. 知的財産法：個人情報保護委員会が「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直し規定に基づく検討」を公表

個人情報保護委員会は、2023 年 11 月 15 日開催の個人情報保護委員会の資料として、「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直し規定に基づく検討」を公表しました。

個人情報保護法では、いわゆる 3 年ごと見直し規定がおかれており、本資料はこの規定に基づく法改正等に向けた検討についてまとめたものです。

本資料によると、個人情報保護委員会は、2023 年 11 月下旬から、関係団体等ヒアリングを順次実施し、2024 年春頃に「中間整理」を公表するものとされています。

本資料にはその後のスケジュールは記載がありませんが、過去の令和 2 年改正時の例によると、2024 年中に制度改正大綱が示され、実際の法改正がされることになれば、その成立見込み時期は 2025 年になることが予想されます。

本資料によると、【検討の視点（例）】としては以下のとおりとされており、実務上重要性が高いと思われる点として、例えば、同意の要件の在り方、子供の保護の在り方、直罰の強化、課徴金の導入、集団訴訟の導入等も今後の中間整理等で具体的な項目として示されていく可能性があり、注目されます。

#### 1. 個人の権利利益のより実質的な保護の在り方

① 技術発展に伴って、多様な場面で個人情報の利活用が進み、その有用性が認められる一方で、こうした技術による個人の権利利益の侵害を防ぐためには、どのような規律を設定すべきか。

② 個人情報を取り扱う様々なサービス等が生まれる中、個人の権利利益の保護の観点から、本人の関与の在り方を検討すべきではないか。その際、その年齢及び発達の程度に応じた配慮が必要な子ども等の関与の在り方はどうあるべきか、併せて検討すべきではないか。

③ 個人の権利利益保護のための手段を増やし、個々の事案の性質に応じて効果的な救済の在り方を検討すべきではないか。

#### 2. 実効性のある監視・監督の在り方

① ヒューマンエラーのような過失による漏えい等事案が多い一方で、非常に大規模な漏えい等事案等、重大な個人の権利利益の侵害に繋がるケースも発生しているところ、従来の指導を中心とした対応にとられない、より実効性のある監視・監督の在り方を検討すべきではないか。

② 重大な事案や、故意犯による悪質な事案を抑止するための方策を検討すべきではないか。また、そのための関係省庁等との連携の在り方を検討すべきではないか。

③ 個人の権利利益の保護のため、重大な漏えい等事案の状況をどのように把握し、適切な執行につなげていくべきか検討すべきではないか。

#### 3. データ利活用に向けた取組に対する支援等の在り方

① 公益性の高い各分野における個人情報の利活用において、こういったケースであれば公益性が高いと考えられるか、またどのような個人情報の取扱いであれば安全性が

## Client Alert

担保できるか等の判断を、どのように行っていくべきか検討すべきではないか。また、あるべき関係府省庁等との連携体制についても検討すべきではないか。

② 我が国として、適切な個人の権利利益の保護を図った上で、国際的に、より円滑なデータの流通を実現するためには、どういった制度的課題があり、またどのような国際的な枠組みにおいて議論を進めていくべきか。

③ 個人の権利利益の保護を担保した上での個人情報の利活用を促進するために、民間事業者等の取組を促す動機付けの仕組みや支援はどのようにあるべきか。

パートナー 小野寺 良文

☎ 03-5223-7769

✉ [yoshifumi.onodera@mhm-global.com](mailto:yoshifumi.onodera@mhm-global.com)

パートナー 田中 浩之

☎ 03-6266-8597

✉ [hiroyuki.tanaka@mhm-global.com](mailto:hiroyuki.tanaka@mhm-global.com)

### 3. 競争法／独禁法：公取委による適正な価格転嫁に向けた取組の状況

公取委は、2021年12月に公表された「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、労務費・原材料費・エネルギーコストの上昇分を中小企業等が適切に転嫁できるようにするための取組を進めてきており、その一環として、2022年に優越的地位の濫用に関する緊急調査として価格転嫁拒否事案等の調査を行い<sup>1</sup>、2023年にもコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査（「特別調査」）という形で実施しています<sup>2</sup>。今般、公取委は、こうした調査の結果を踏まえた事業者名の公表方針、及び労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を公表しましたので、以下に概要をご紹介します。

#### 1. 特別調査における事業者名の公表方針の公表

2023年11月8日、公取委は、デュープロセスに配慮する観点から、特別調査及び2024年以降に実施される調査の結果を踏まえた事業者名の公表に関する方針（「公表方針」）を明らかにしました。公表方針では、事業者名の公表は、①取引価格が据え置かれており事業活動への影響が大きい取引先として受注者から多く名前が挙がった発注者について、②その旨を説明し、事業者名の公表があり得る旨を予告した上で個別調査を実施し、③当該個別調査の結果、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された場合に行うとされています。

<sup>1</sup> [Client Alert 2023年1月号 \(Vol.109\)](#) 参照。

<sup>2</sup> [Client Alert 2023年6月号 \(Vol.114\)](#) 参照。

## Client Alert

## 2. 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の公表

2023年11月29日、公取委は内閣官房と連名で、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（「労務費指針」）を公表しました。労務費指針では、労務費の適切な転嫁のために、発注者・受注者としてとるべき行動が12の行動指針として取りまとめられ、また発注者が当該指針に沿わない場合に独禁法・下請法上問題となる可能性について指摘されています。12の行動指針の概要は下表のとおりです。

行動主体	No	行動
発注者	1	発注者の経営トップによる労務費上昇分の取引価格への転嫁の受け入れへのコミットメント。
	2	受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年又は半年に1回等、定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。受注者からの要請の有無にかかわらず、明示的に協議をすることなく取引価格を据え置くことは、独禁法上の優越的地位の濫用 <sup>3</sup> 又は下請法上の買いたたき <sup>4</sup> として問題となるおそれがある。
	3	労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。公表資料に加えて詳細なもの等を求め、それが示されないことで取引価格を据え置くことは、独禁法上の優越的地位の濫用又は下請法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。
	4	サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。
	5	受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止する等不利益な取扱いをしないこと。受注者から協議の要請を受けたのに価格転嫁を理由に協議を拒否し、取引価格を据え置くことは、独禁法上の優越的地位の濫用又は下請法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。
	6	受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。発注者が特定の算定式やフォーマットを示し、それ以外の算定式やフォーマットに基づく労務費の転嫁を受け入れないことにより、明示的に協議することな

<sup>3</sup> 優越的地位の濫用は、発注者の取引上の地位が受注者に優越していること、及び、公正な競争を阻害するおそれが生じることが前提。以下同じ。

<sup>4</sup> 買いたたきに該当するためには、発注者と受注者の取引が下請法の適用対象となる取引である必要がある。以下同じ。

## Client Alert

行動主体	No	行動
		く一方的に通常の価格より著しく低い単価を定めることは、独禁法上の優越的地位の濫用又は下請法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。
受注者	7	労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関の相談窓口を利用し情報収集し交渉に臨むこと。
	8	発注者との価格交渉において使用する労務費の上昇傾向を示す根拠資料としては、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額等）を用いること。
	9	労務費上昇の価格転嫁の交渉は、業界慣行に応じた価格交渉のタイミング、定期的な価格交渉の時期等受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の繁忙期等受注者の交渉力が比較的優位なタイミング等を活用して行うこと。
	10	発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者から希望する価格を発注者に提示し、また提示価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。
双方	11	定期的にコミュニケーションをとること。
	12	価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者双方で保管すること。

労務費指針では、発注者が上表の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独禁法及び下請法に基づき厳正に対処していくとされています。

これらの公表方針・労務費指針の公表からもわかるように、公取委は引き続き、適正な価格転嫁を妨げるような独禁法・下請法違反行為について積極的な執行の姿勢を見せています。そのため、特に発注者となる立場にある事業者においては、取引における労務費の適切な転嫁の状況や交渉プロセスが労務費指針に照らし合わせ問題がないものとなっているか、改めて確認すべきであるといえます。

パートナー 宇都宮 秀樹

☎ 03-5223-7784

✉ [hideki.utsunomiya@mhm-global.com](mailto:hideki.utsunomiya@mhm-global.com)

カウンセラー 竹腰 沙織

☎ 03-6266-8903

✉ [saori.takekoshi@mhm-global.com](mailto:saori.takekoshi@mhm-global.com)

シニア・アソシエイト 後潟 伸吾

☎ 092-739-8144(福岡)

✉ [shingo.ushirogata@mhm-global.com](mailto:shingo.ushirogata@mhm-global.com)

## Client Alert

## 4. エネルギー・インフラ：長期脱炭素電源オークションの最大限の活用に向けた議論の方向性について

2023年10月31日、第66回電力・ガス基本政策小委員会が開催され、その資料5「電源のゼロエミ化について」<sup>5</sup>の中で長期脱炭素電源オークション<sup>6</sup>（「本入札制度」）の最大限の活用に向け、脱炭素電源ごとに課題と検討の方向性が示されました。

## (1) 水素・アンモニア

水素・アンモニアについて、海外で製造した水素・アンモニアを国内に輸送する場合、陸揚げより上流側のコストは、これまでは「価格差に着目した支援制度」（いわゆる「値差支援制度」）でカバーするとされ、本入札制度の対象とはされていませんでした。しかし、「価格差に着目した支援制度」においては、パイロットサプライチェーンを2030年度までを目途に構築することを目的として、2030年までに供給開始が見込まれることを必須条件とする方向で検討が進められていますが、それ以降の後続サプライチェーンについても持続的な水素・アンモニアの導入を促進していく必要があります。

そこで、従来「価格差に着目した支援制度」においてカバーすると整理していた上流側のコストのうち、固定費に当たる部分については、本入札制度の対象として再整理する（上限価格もこれに伴い見直す。）ことについて、公平性の観点も考慮しつつ、検討する旨の方向性が示されています。

## (2) 合成メタンの課題と検討の方向性

合成メタンについては、水素利用の一形態であることから、当初は、本入札制度において水素と同じ上限価格や最低混焼率のリクワイアメントを適用すると整理されていましたが、本入札制度の募集要項（案）に関するパブリックコメントにおいて、合成メタンと水素は発電設備構成が異なるため同じ上限価格では不適切といった意見や合成メタンについては専焼が可能であるため混焼率のリクワイアメントについて水素発電とは異なる整理が必要といった意見がありました。

そこで、合成メタンについては、本入札制度の対象からは除外しないものの<sup>7</sup>、現時点では応札案件が想定されないことも踏まえて、本入札制度の初回オークションでは対象外と整理され、合成メタンに必要なコスト、合成メタンの特性を踏まえた応札条件等について、実際の応札が想定されるタイミングまでの間に検討していくこと、とされました。

<sup>5</sup> [https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\\_gas/denryoku\\_gas/pdf/066\\_05\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/066_05_00.pdf)

<sup>6</sup> 初回の長期脱炭素電源オークションは、2024年1月に応札手続きが予定されており、約定結果については同年4月から5月を目途に公表されることが予定されています。従って、ここで議論されている各事項は、一部を除き、第2回（2024年度）以降の本入札制度における制度設計に反映される可能性があると考えられます。

<sup>7</sup> 脱炭素化ロードマップにおいて、脱炭素化の手段として、燃料の合成メタン化を記載することも認められます。

## Client Alert

**(3) CCS 付火力の課題と検討の方向性**

CCS 付火力は、現時点では応札案件が想定されないことに加え、プロジェクト構造そのものが未定で上限価格の設定が困難であることから、初回オークションの対象外と整理されています。

CCS 付火力を第 2 回以降の入札対象とするためには、CCS 事業への政府支援策等の事業環境整備の状況や、想定される CCS の事業構造、CCS バリューチェーンにおける費用の本入札制度での扱い等を踏まえた上限価格の設定等の検討が必要であるほか、既設火力発電所の改修による CCS 付火力との関係では、最低 CO2 回収率等の条件を検討する必要もあるとされています。

**(4) 原子力の課題と検討の方向性**

原子力の新設・リプレイスは既に本入札制度の対象となっていますが、既設原発の安全対策投資<sup>8</sup>についてはこれまで整理されていません。

この点については、投資回収の予見可能性を確保することは本入札制度の趣旨に合致し、また、オークションを通じて既設原発の安全対策投資を促すことは費用対効果の観点からも望ましい、との考え方を踏まえて、既設原発の安全対策投資も本入札制度の対象とする方向で、具体的な対象範囲や上限価格等の詳細を、事業者間の公平性の観点も考慮しつつ、制度検討作業部会で検討してはどうか、との方向性が示されています。

**(5) 水力の課題と検討の方向性**

水力のうち、一般水力（自流式・貯水式）については、これまで 10 万 kW 以上の新設・リプレイス案件を本入札制度の対象とすると整理されてきましたが、FIT/FIP 制度の対象外である 3 万 kW 以上 10 万 kW 未満の一般水力の新設・リプレイス案件を新たに対象に加えることについて、制度検討作業部会にて検討してはどうか、との方向性が示されています。

上記のとおり、脱炭素電源の種別ごとに、将来的な本入札制度との関係についての議論の状況は大きく異なります。また、上記の議論に加え、2024 年 1 月から開始される初回オークションの結果等を踏まえて、更なる制度変更が行われる可能性もあります。事業者としては、自らが関係する電源種に応じ、本入札制度の制度変更を巡る議論の展開を今後も注視していく必要があるといえます。

パートナー 小林 卓泰  
☎ 03-5223-7768  
✉ [takahiro.kobayashi@mhm-global.com](mailto:takahiro.kobayashi@mhm-global.com)  
シニア・アソシエイト 鮫島 裕貴  
☎ 03-5220-1858  
✉ [yuki.sameshima@mhm-global.com](mailto:yuki.sameshima@mhm-global.com)

<sup>8</sup> 東日本大震災後に導入された新規性基準に対応するための工事等を指します。

## Client Alert

## 5. 労働法：個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会の報告書の公表について

2023年10月27日、厚生労働省労働基準局安全衛生部は、個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会（「本検討会」）の報告書（「本報告書」）を公表しました。

本検討会は、労働者以外の者も含めた業務上の災害防止を図るため、学識経験者、労使関係者により、個人事業者等に関する業務上の災害の実態把握、実態を踏まえ災害防止のために有効と考えられる安全衛生対策のあり方について検討するものとして発足しました。そして、本検討会においては、個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方について、労働者と同じ場所で就業する者や、労働者とは異なる場所で就業する場合であっても、労働者が行うのと類似の作業を行う者については、労働者であるか否かにかかわらず、労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきであるという考え方を基本とし、①個人事業者自信、注文者等による危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策、②事業者による危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策、③危険有害作業以外の個人事業者等対策（過重労働、メンタルヘルス、健康管理等）という3つの論点を中心とした検討が行われました。

本報告書においては、従来、労働者を主たる保護対象としてきた労働安全衛生関係法令の枠組みを活用し、労働者と同じ場所で就業し、又は類似の作業を行う個人事業者等の安全衛生の確保について、個人事業者等自身はもとより、就業場所を管理する者や仕事の注文者等、個人事業者等を取り巻く関係者が講ずべき措置が記載されています。また、本報告書において制度や仕組みを見直すこと及び取組を進めることが適当とされた事項については、厚生労働省において速やかに、必要な法令改正、予算措置等を行うべきとされており、さらに、これらの措置等については、当該措置等を実施する中で、措置等の改善が必要となれば見直しを行う等、個人事業者等における安全衛生の確保に向け、不断の見直しを行うべきともされています。

上記のとおり、本報告書の内容を踏まえた法整備等が想定されますので、企業においては、法整備等の状況を注視することが必要となります。

パートナー 荒井 太一

☎ 03-5220-1853

✉ [taichi.arai@mhm-global.com](mailto:taichi.arai@mhm-global.com)

アソシエイト 澤 和樹

☎ 03-6212-8387

✉ [kazuki.sawa@mhm-global.com](mailto:kazuki.sawa@mhm-global.com)



## Client Alert

## 6. 会社法：ISS、2024年版ISS議決権行使助言方針（ポリシー）改定に関するコメント募集

2023年11月、米国の議決権行使助言会社である Institutional Shareholder Services Inc.（「ISS」）は、2023年11月21日から11月30日まで、2024年から施行する日本向け議決権行使助言方針の改定案（「2024年版ポリシー案」）に関するコメント募集を行うことを公表しました。当該コメント募集によれば、下記2点の改定が予定されています。

## 1. ROEポリシーの適用再開

ISSは、新型コロナウイルス感染症の影響で2020年6月から適用を停止していたROEポリシーの適用を再開するとしています。ROEポリシーの適用再開により、過去5期平均の自己資本利益率（ROE）が5%を下回りかつ改善傾向<sup>9</sup>にない場合には経営トップ<sup>10</sup>である取締役の選任議案に対して反対推奨となります。これは日本企業の業績が改善しつつあることに加え、2023年10月30日に結果が公表された「2023 ISS Global Benchmark Policy Survey」において70%を超える企業からROEポリシーの再開が支持されたことを踏まえたものです。

## 2. 買収防衛策（ポイズンピル）ポリシーの厳格化

ISSの現行のポリシーでは、買収防衛策の導入及び更新について、「総会後の取締役会に占める出席率に問題のない独立社外取締役が2名以上かつ3分の1以上であること」等の一定の基準を満たさない限り反対推奨となります。2024年ポリシーでは、かかる基準を厳格化し、「総会後の取締役会に占める出席率に問題のない独立社外取締役が過半数であること」等の一定基準を満たさない限り反対推奨とすることが予定されています。これは日本の取締役会の独立性が改善していることを前提に、独立性が不十分な取締役会が買収防衛策を特定の株主向けに設計する等して恣意的に利用することを防ぐことを目的で導入されるものです。

なお、同じく米国の議決権行使助言会社である Glass, Lewis & Co. LLC.（「グラスルイス」）は2023年11月9日に「2023 Policy Survey」を公表しました。「2023 Policy Survey」では「在任期間が長い社外取締役の独立性を判断するに当たり、当該社外取締役が以前に社外監査役に就任していた場合の在任期間も通算するべきか」という日本企業を想定した質問に対し、過半数の回答投資家から、社外監査役の在任期間も通算すべきとの回答が寄せられています。既に社外監査役の在任期間も通算する運用を採用している機関投資家も存在しますが、今回の意見募集の結果を踏まえてグラスルイスが2024年の議決権行使助言方針を改定する場合には、さらにその傾向が強化されると予想されます。

各社は、以上のようなISS、グラスルイスの動向も踏まえ、今後の定時株主総会シーズンに向けて早めの対応を検討することが求められます。

<sup>9</sup> 過去5期の平均ROEが5%未満でも、直近の会計年度のROEが5%以上ある場合を指すとされています。

<sup>10</sup> 通常は社長、会長を指すとされています。

## Client Alert

### <参考資料>

ISS : 「2024 年版 ISS 議決権行使助言方針（ポリシー）改定に関するコメント募集」（2023 年 11 月 23 日）

<https://www.issgovernance.com/file/policy/2023/Benchmark-Policy-Changes-For-Comment-2024-Japanese.pdf>

ISS : “2023 ISS Global Benchmark Policy Survey”（2023 年 10 月 30 日）

<https://www.issgovernance.com/file/policy/2023/2023-ISS-Benchmark-Survey-Summary.pdf>

グラスルイス : “2023 Policy Survey”（2023 年 11 月 9 日）

<https://www.glasslewis.com/2023-policy-survey/>

パートナー 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ [yusuke.ishii@mhm-global.com](mailto:yusuke.ishii@mhm-global.com)

シニア・アソシエイト 香川 絢奈

☎ 03-5220-1847

✉ [ayana.kagawa@mhm-global.com](mailto:ayana.kagawa@mhm-global.com)

## 7. 危機管理・コンプライアンス：農林水産省「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き（案）」の公表

農林水産省は、2023 年 10 月 27 日、「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き（案）」（「本手引き」）を公表し、同年 11 月 25 日を期限としてパブリックコメントに付しました。

「ビジネスと人権」に関しては、2011 年に国連の人権理事会において「ビジネスと人権に関する指導原則」が定められ、これを基に各国が対応を進める中、日本政府も 2022 年 9 月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（「政府ガイドライン」）を定めています。本手引きは、政府ガイドラインで示された企業が果たすべき人権尊重の取組について、特に食品産業（主に食品製造業）における実際の取組を後押しすることを目的として作成されたものとなります。

具体的には、政府ガイドラインが示した企業が果たすべき人権尊重の代表的取組である①人権方針の策定、②人権デュー・ディリジェンスの実施、③自社が人権への負の影響を引き起こし又は助長している場合における救済、の 3 点について、実際に何をすべきかという観点からより平易かつ詳細に説明がなされており、様式例や実践例も紹介されています。また、別添 1 にて、食品産業でとりわけ重要と考えられる人権を示しながら、各人権に関するリスクへの取組において意識すべきポイントがまとめられており、別添 2 にて、人権デュー・ディリジェンスにも利用できる「負の影響（人権侵害リスク）」の特定・評価のための作業シートが付属しています。

## Client Alert

食品産業は、生産から小売までのプロセスの中で多くの事業者が関わる場合が多く、幅広くサプライチェーン全体に目を配りながら人権尊重の取組を行う必要があります。例えば、海外の原材料生産地では、児童労働や強制労働が発生している場合があります。こうした調達先から原材料を調達することによる人権侵害への間接的な関与も懸念され、このような視点から、調達先やサプライヤーに対し人権尊重の取組状況について、アンケート調査や訪問監査を行う例も増えているところです。

以上のとおり、従前から各企業において政府ガイドラインに沿った人権尊重の取組が推奨されてきましたが、より実践に近い内容でありかつ様式例や具体例まで記載された本手引きが公表されたことを受け、特に食品企業においては、本手引きの内容を確認・理解し、取引先からいつ質問や指摘を受けても対応できるように準備することが重要であると考えられます。また、調達先やサプライヤーに対して、積極的に人権尊重の取組を求めていく場面では、本手引き及び別添2の作業シート等を活用することが想定されます。

パートナー 藤津 康彦  
☎ 03-6212-8326  
✉ [yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com](mailto:yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com)  
アソシエイト 稲垣 尊仁  
☎ 03-6212-8308  
✉ [takahito.inagaki@mhm-global.com](mailto:takahito.inagaki@mhm-global.com)

## 8. 一般民事・債権管理：金融庁「中小企業の事業再生等に関するガイドライン事例集」の公表

金融庁は、2023年10月17日、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン事例集」（「本事例集」）を公表しました。これは、2022年4月より適用が開始された「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（「本GL」）の金融機関による積極的な活用に向けた取組を促す一環として、金融庁が、2022年度に実際に本GLを活用した事例を収集して、公表したものです。本GLの概要は、[本レター2022年8月号（Vol.104）](#)もご参照ください。

本事例集によれば、2022年度は、官民金融機関において、債務減免を含む再生型が11件、債務減免を含まない再生型が8件、廃業型が9件の合計28件の事業再生計画等について合意されたことが報告されています。

通常、成立が困難とされる債務減免を含む再生型の事例としては、事業再生支援の方法として、「債権の時価譲渡」が1件、「第二会社方式」<sup>11</sup>が6件、「グループ企業一体型」が2件について、事案の詳細な内容が報告されています。

<sup>11</sup> 第二会社方式とは、会社分割や事業譲渡を行い、既存事業のうち、収益性のある事業を切り離して新設した法人等に承継させ、残りの不採算事業や過剰となった債務については特別清算等によって清算する手法です。清算する法人等において、過剰となった債務につき免除を受けることになります。

## Client Alert

これらの事例のうち、例えば、「債権の時価譲渡」の事例では、中小企業活性化協議会（旧 中小企業再生支援協議会）による再生支援手続における抜本再生案件としては馴染まなかったため、本 GL を活用したとされています。結果として、事業者、取引金融機関及びスポンサーからも、案件組み立てに対する柔軟な対応が可能であることについて評価を受けたとされています。

また、「第二会社方式」の事例では、資金繰りが逼迫しており、スピード感をもった対応が必要な事例において、中小企業活性化協議会による再生支援手続ではなく、本 GL の活用を選択した例が複数報告されています。例えば、本 GL 活用のための外部専門家・第三者支援専門家の選定から、事業再生計画への対象債権者の合意まで、3ヶ月以内で完了した事例も報告されています。このように資金繰りの逼迫性の観点から、中小企業活性化協議会の支援手続の利用が困難な案件であっても、法的倒産手続を選択するよりも経済合理性が認められる場合には、迅速に事業再生を図る有力な手段として本 GL が活用されていることがわかります。

本 GL の公表後、実際に活用した当事者からは、柔軟かつ迅速な準則型私的整理手続であり、中小企業の抜本的な事業再生のための有効な選択肢として、着実に評価されているといえます。今後、本 GL の簡易迅速性や有用性がより認知されていくことで、活用事例も拡大し、関係当事者や専門家の経験が増えていけば、より迅速な手続の進行を期待できる上に、多種多様な再生支援スキームの事例が積み重なっていくことが予想されます。今後も引き続き、本 GL の活用事例の集積が注目されます。

## &lt;参考資料&gt;

金融庁：「中小企業の事業再生等に関するガイドライン事例集」

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/qinkou/20231017/jigyosaiseigl-jirei.pdf>

パートナー 松井 裕介

☎ 03-6266-8701

✉ [yusuke.matsui@mhm-global.com](mailto:yusuke.matsui@mhm-global.com)

シニア・アソシエイト 南田 航太郎

☎ 03-5223-7758

✉ [kotaro.minamida@mhm-global.com](mailto:kotaro.minamida@mhm-global.com)

## Client Alert

## 9. M&A：吸収合併契約承認の株主総会に先立つ委任状の送付が株式買取請求に際して必要となる反対通知に該当するとされた事例（最決令和5年10月26日）

最高裁は、吸収合併消滅株式会社の株主が吸収合併契約承認の株主総会に先立って当該会社に対して承認議案に反対する旨を表示した委任状を送付したことが、株式買取請求のために必要となる吸収合併等に反対する旨の通知（会社法785条2項1号イ）に当たると判示しました。

組織再編が行われた場合に、その当事会社の株主が株式買取請求権を行使するには、前提として、当該組織再編契約等の承認に係る株主総会に先立ち、当該組織再編に反対する旨を当該会社に対して通知する必要があります。当該通知は、会社に対する明示的かつ確定的な異議の表明である必要があると解されており、多数説は、会社からの委任状勧誘に対して、組織再編契約等の承認議案に反対する旨を記載した委任状を返送したとしても、それは代理人に対する指示に過ぎないことから、会社に対する反対通知には該当しないと解してきました。

本決定は、上記多数説とは異なり、「株主が…株主総会に先立って吸収合併等に反対する旨の議決権の代理行使を第三者に委任することを内容とする委任状を消滅株式会社等に送付した場合であっても、当該委任状が作成・送付された経緯やその記載内容等の事情を勘案して、吸収合併等に反対する旨の当該株主の意思が消滅株式会社等に対して表明されているということができるときには、…反対通知に当たると解するのが相当である」と判示しています。

今後の実務においては、本決定を踏まえて、委任状の作成・送付の経緯やその内容を勘案し、反対通知への該当性を個別に判断していく必要があると考えられます。

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ [atsushi.oishi@mhm-global.com](mailto:atsushi.oishi@mhm-global.com)

アソシエイト 立元 寛人

☎ 03-5293-4871

✉ [hiroto.tatemoto@mhm-global.com](mailto:hiroto.tatemoto@mhm-global.com)

## 10. キャピタル・マーケット：金融庁、RSに関する開示ガイドラインの改正案を公表

金融庁は、2023年11月6日、「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」の改正（案）を公表しました（本改正案）。

金融商品取引法上、上場会社が総額1億円以上の株式の募集を行う際には、原則として有価証券届出書の提出が必要とされています。他方で、当該募集に係る株式が役員員

## Client Alert

に対する株式報酬として交付されるいわゆる譲渡制限付株式（RS）である場合は、当該役職員が株式の交付を受けることとなる日の属する事業年度経過後3ヶ月（外国会社の場合は6ヶ月）を超える期間（譲渡制限期間）において譲渡が禁止される旨の制限が付されているものについては、有価証券届出書の提出を不要とし、臨時報告書の提出で足りるとする特例が設けられております。

本改正案は、RSについて発行会社が定める社内規程等に、役職員等の死亡その他正当な理由（療養、親族の介護又は養育、任期満了、定年等）による退任又は退職や、発行会社の組織再編成等の事由が生じた際に、当該RSの譲渡が禁止される旨の制限を解除する旨の定めが設けられている場合であっても、上記譲渡制限の要件を満たし、有価証券届出書の提出が不要であることを、企業内容等開示ガイドラインにおいて明確化するものです。

これまでの実務においては、上記事由が譲渡制限期間中に生じた場合には、当該役職員等に付与されるRSの全部につき、譲渡制限の解除のタイミングを譲渡制限期間の満了後とする又は発行会社による無償取得を行うといった内容でなければ、譲渡制限の要件を満たさず、上記特例は利用できないと解されることが一般的でした。臨時報告書は、有価証券届出書に比べて記載内容が簡易であり、また、決算発表時の訂正の必要等も生じない点で企業の実務担当者における事務負担の軽減が可能となること等から、本改正案が実現すれば、特例を利用することのできるケースが広がり、株式報酬に係る実務に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

パートナー 鈴木 克昌

☎ 03-6212-8327

✉ [katumasa.suzuki@mhm-global.com](mailto:katumasa.suzuki@mhm-global.com)

シニア・アソシエイト 森田 理早

☎ 03-6213-8124

✉ [risa.morita@mhm-global.com](mailto:risa.morita@mhm-global.com)

## 11. 税務：タックスヘイブン対策税制に関する最高裁判所判決において 国側勝訴

最高裁は、2023年11月6日、納税者が、法人税及び地方法人税の確定申告等において、英領ケイマン諸島に所在する納税者の特定外国子会社等である各SPCの事業年度の課税対象金額を0円として算出したことに対して、税務当局が、いわゆるタックスヘイブン税制（CFC税制）に関する租税特別措置法（平成29年法律4号による改正前のもの。）66条の6第1項（「本件委任規定」）の規定により、各SPCの課税対象金額に相当する金額が、納税者の事業年度の所得金額の計算上、益金の額に算入される等として、法人税等の各増額更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分等を行い、これらの適法性が争われた事案において、国側勝訴の判決を下しました（「本判決」）。

## Client Alert

本判決は、納税者が敗訴した第一審を覆した高裁判決を更に覆し、国側の逆転勝訴を認めたものですが、高裁においては、納税者のスキームの経緯、目的、仕組み等を勘案し、タックスヘイブン税制の基本的な制度、理念及び本件委任規定の趣旨に照らして、これに反する限度で本件委任規定を受けた租税特別措置法施行令（平成 29 年政令 114 号による改正前のもの。）39 条の 16 第 1 項（「本件規定」）等を適用することができないと判断していました。

これに対して、本判決は、本件規定を本件に適用することが本件委任規定の委任の範囲を逸脱するか、その前提として本件規定の内容が本件委任規定の趣旨に適合するか否かが問題となると整理して、結論として、本件規定の内容は、本件委任規定の趣旨に適合するものといえることができ、本件の事実関係等の下において本件規定を適用することが本件委任規定の委任の範囲を逸脱するものではないとして、本件規定を適用することができないとした判決を破棄し、納税者の請求を棄却しました。

なお、本判決には、本件規定により、経済実態からすれば合算課税をすることは相当でないにもかかわらず、合算課税がされる事態、加重課税が発生し得るものであり、本件では、加重課税が発生していることは認めつつ、この点は判決を覆す事情にはならないとの補足意見が付されています。

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ [atsushi.oishi@mhm-global.com](mailto:atsushi.oishi@mhm-global.com)

アソシエイト 中村 太智

☎ 03-5293-4925

✉ [taichi.nakamura@mhm-global.com](mailto:taichi.nakamura@mhm-global.com)

## 12. 国際訴訟・仲裁：主要仲裁機関における仲裁規則の改訂

近時、日本企業が取り交わす契約書の仲裁条項で選択されることも多い主要な仲裁機関において、仲裁規則の改訂が相次いでいます。仲裁条項においては、選択された仲裁機関の「当該時点（仲裁提起時点）において有効な」仲裁規則に従って仲裁が行われる旨規定されることが多いため、仲裁規則の改訂は、今後締結される仲裁合意のみならず、既に締結された仲裁合意の内容にも影響を与える可能性がある点で重要な意味を持ちます。

現在仲裁規則の改訂が進み、又は直近で仲裁規則の改訂が行われた主要な例は下表のとおりです。

仲裁機関 (改訂年/状況)	主な改訂（予定）内容
シンガポール国際仲	・ “Streamlined Procedure”の導入：既存の迅速仲裁手続

## Client Alert

裁センター (SIAC) (改訂中 <sup>12</sup> )	(Expedited Procedure) よりもさらに短期間・安価な 手続 <ul style="list-style-type: none"> <li>迅速仲裁手続の使用可能係争額上限が 600 万シンガポールドルから 1,000 万シンガポールドルに引上げ</li> <li>保全・暫定措置等を行うための緊急仲裁 (Emergency Arbitration) につき、仲裁提起前の実施が可能に</li> </ul>
国際商業会議所 (ICC) (2021 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>迅速仲裁手続の使用可能係争額上限が 200 万米ドルから 300 万米ドルに引上げ<sup>13</sup></li> <li>ICC の仲裁人選任権限強化: 緊急時において、仲裁合意の内容にかかわらず、ICC が 3 名の仲裁人すべてを選任可能に</li> <li>手続参加 (Joinder)、手続併合 (Consolidation) に関する要件の緩和</li> </ul>
上海国際仲裁センター (SHIAC) (2023 年 <sup>14</sup> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急仲裁の導入</li> <li>SHIAC での仲裁を規定する仲裁条項を含む複数の契約に係る仲裁事件の手続併合 (Consolidation) の要件等に関する規定の設置</li> <li>仲裁判断について、匿名化等を施すことが可能に</li> </ul>

仲裁合意を含む契約書の作成や契約管理においては、関連する仲裁規則の改訂にも目を配ることが望ましいといえます。

パートナー 川端 遼  
 ☎ 03-6266-8945  
 ✉ [ryo.kawabata@mhm-global.com](mailto:ryo.kawabata@mhm-global.com)

### 13. 国際通商／経済安全保障：経産省、「経済安全保障に関する産業技術基盤強化アクションプラン」を公表

経済産業省大臣官房経済安全保障室は、本年 10 月 31 日、「経済安全保障に関する産業技術基盤強化アクションプラン」(「本アクションプラン」) を公表しました<sup>15</sup>。本アクションプランは、経済安全保障に関する官民の戦略的対話を本格化するに当たり、経済安全保障に関する産業・技術基盤を強化するための取組の方向性と内容をパッケージとしてまとめたものです。

<sup>12</sup> 改訂仲裁規則 (第 7 版) のドラフトに対する意見募集が 2023 年 11 月 21 日で終了しました。

<sup>13</sup> 2021 年 1 月 1 日以降に締結された仲裁合意に基づく仲裁に限る者とされています (ICC 仲裁規則 Appendix VI1 条 2 項)。

<sup>14</sup> 2024 年 1 月 1 日に発効するものとされています。

<sup>15</sup> <https://www.meti.go.jp/press/2023/11/20231102002/20231102002.html>



## Client Alert

本アクションプランは、国際情勢が厳しさと複雑さを増す中、経済安全保障に関する産業・技術基盤に影響を及ぼす脅威・リスクから産業・技術基盤を守るためには、実際に基盤を支える産業界の取組の強化が不可欠であるという認識を背景に取りまとめられました。こうした認識に基づき、本アクションプランにおいては、現状把握と基本的対応方針、各政策領域における取組等が記載されています<sup>16</sup>。

本アクションプラン策定の基本的な考え方は、自主的な経済的繁栄等を実現するため、経済安全保障政策を戦略的に進めるとともに、官民が連携することにより、平和で安定した安全保障環境を実現するための政策の土台となる経済力の強化、エネルギー、食糧安全保障、サイバーや宇宙の安全保障に関する政策等を推進するというものです。

具体的に、各政策領域における取組として、各国の同種・類似の取組についても紹介する等しつつ、以下の内容が掲げられています。

まず、(1)産業支援策として、①コンピューティング等の重要分野について、技術優位性確保のためのサプライチェーン強化、②過剰依存への対応等の多様性・自律性の確保、③研究開発強化・産業人材の確保、④ハード、ソフト両面の産業インフラ整備、⑤ファイナンス等の取組が記載されています。

次に、(2)産業防衛策として、①安全保障上重要な技術の流出防止、②技術管理に関するベストプラクティス集の作成、個別業界ごとの認識共有等の連携等の戦略的な官民連携の強化、③サイバーセキュリティ対策・データポリシー強化に取組むとされています。

さらに、(3)国際枠組みの構築として、①経済的威圧への対応、②対外経済政策における経済安全保障アジェンダの整理・発展等の取組が整理されています。

近時、経済安全保障に関する脅威・リスクへの対応は、企業にとっても重要な経営課題となっています。企業においては、政府の施策、取組を活用しつつ、自社の事業領域においてどのような取組を実施していくか、政府との連携、協力を推進できないか等を検討する際の指針として、本アクションプランを積極的に活用していくことが望まれます。

パートナー 高宮 雄介  
☎ 03-6266-8744  
✉ [yusuke.takamiya@mhm-global.com](mailto:yusuke.takamiya@mhm-global.com)  
シニア・アソシエイト 鈴木 幹太  
☎ 03-6213-8118  
✉ [kanta.suzuki@mhm-global.com](mailto:kanta.suzuki@mhm-global.com)

<sup>16</sup> 国際情勢の変化や官民の取組内容の進捗に併せて追記・改定していくことを想定しているとのことです。

## Client Alert

## 14. 米国：AIに関する大統領令の公表

バイデン大統領は、2023年10月30日、「AIの安心、安全かつ信頼できる開発と利用に関する大統領令」（「本大統領令」）を発令しました。

本大統領令は、①AIの安全性とセキュリティに関する新たな基準の確立、②米国人のプライバシー保護、③公平性と市民権の向上、④消費者、患者及び学生の権利保護、⑤労働者の支援、⑥イノベーションと競争の促進、⑦国外における米国のリーダーシップの促進、⑧政府による責任ある効果的なAIの利用という8項目の指針を掲げた上、連邦政府機関に対して一定の期間内に規則の制定やガイドラインの策定等を行うよう指示しています。

本大統領令は、直ちに民間企業に権利義務を課すものではありませんが、今後、連邦政府機関が本大統領令に基づく規則の制定やガイドラインの策定等を行うことにより、日本企業を含む、AIの開発・利用に関わる民間企業や日本その他諸外国のAIに関する制度に影響を及ぼし得ることが予想されますので、引き続き動向が注目されます。

パートナー 加賀美 有人

☎ 03-5223-7757/+1-646-255-1158

✉ [aruto.kagami@mhm-global.com](mailto:aruto.kagami@mhm-global.com)

パートナー 鈴木 信彦

☎ 03-6266-8952/+1-646-255-1159

✉ [nobuhiko.suzuki@mhm-global.com](mailto:nobuhiko.suzuki@mhm-global.com)

シニア・アソシエイト 須納瀬 史也

☎ 03-5223-7791/+1-646-255-1164

✉ [fumiya.sunose@mhm-global.com](mailto:fumiya.sunose@mhm-global.com)

シニア・アソシエイト 川本 健

☎ 03-5220-1868/+1-646-255-1163

✉ [ken.kawamoto@mhm-global.com](mailto:ken.kawamoto@mhm-global.com)

## 15. 中国・アジア（タイ）：タイにおける同国外源泉所得に対する課税範囲の拡張

タイではこれまで、タイで居住している者（1課税年度のうち180日以上タイ国内で居住している者）が同国の国外で得た所得（国外での雇用や事業により、又は国外所在の財産から得た所得）に対しては、その所得が発生した課税年度と同一課税年度のうちにタイ国内に持ち込まれた場合にのみ、課税対象となることとされてきました。

同制度のもとでは、これまで、国外所得への課税を免れるため、タイ居住者が国外所得を得た場合であっても、当該所得をタイに持ち込むタイミングを遅らせ、当該所得発生から次年度以降の課税年度でタイに持ち込むことで、課税を免れるというスキームが広く行われてきました。

しかし、2023年9月15日、タイ歳入局（Thai Revenue Department）はこのような

## Client Alert

節税対策を封じるため、新たにガイドライン（Por. 161/2566）を発出し、タイ居住者の国外所得については、同国に持ち込まれるタイミングに関わらず、同国に持ち込んだ課税年度において、所得として申告しなければならないこととされました。これにより、従前のように所得が発生した次年度以降の会計年度に所得をタイに持ち込むことで課税を免れるスキームは、利用できなくなります。この改正は、2024年1月1日以降にタイに持ち込まれる国外所得に適用されます。

従前の節税対策は、タイの富裕層が長きにわたり利用してきたものです。今般の新たなガイドラインの発出は、タイにおける節税スキームの構築に当たり、非常に重要な意味を持つものと考えられ、今後、新たな制度への対応が求められることが予測されます。

パートナー 埴 晋

☎ +66-2-009-5127 (バンコク)

✉ [susumu.hanawa@mhm-global.com](mailto:susumu.hanawa@mhm-global.com)

パートナー パヌパン・ウドムスワンナクン

☎ +66-2-009-5152 (バンコク)

✉ [panupan.u@mhm-global.com](mailto:panupan.u@mhm-global.com)

アソシエイト 西村 良

☎ +66-2-009-5169 (バンコク)

✉ [makoto.nishimura@mhm-global.com](mailto:makoto.nishimura@mhm-global.com)

## 16. 新興国（チリ）：チリ消費者保護法の改正

2023年9月7日、チリ政府は国会に対して、消費者保護法（Ley del Consumidor）の改正法案（「本改正法案」）を提出しました（改正法案の内容及び可決までのプロセスは[こちら](#)（スペイン語））。本改正法案の主眼は、チリの国民生活センター（Servicio Nacional del Consumidor、「SERNAC」）に対して、消費者保護法の違反者に対する制裁措置を科す法的権限を付与し、消費者の保護を強化することにあります。

本改正法案が可決された場合、SERNAC は、消費者保護法の違反者に対して、以下の措置をとることが可能となります。

- ①罰金措置
- ②違反状態解消のための措置
- ③消費者保護法に違反して請求された金員の返還措置
- ④再発防止のための措置

また、企業（製品等の供給者）が、SERNAC に対して寄せられた消費者の苦情に対して正当な理由なく対応をしないことや、SERNAC が苦情を処理している際に提示された解決策を遵守しないことは、消費者保護法違反となる可能性があります。一方で、企業が SERNAC への苦情の内容を認め、消費者も企業の提案を受け入れた場合には、消費者と供給者との間で裁判外の和解が成立したとみなされることとなります。

## Client Alert

本改正法案が可決された場合、法案の成立から 12 ヶ月後に公布がなされますが、SERNAC に対する法的権限を付与する条項については、経過措置がとられており、地域によって、公布の 18 ヶ月後、24 ヶ月後、30 ヶ月後にそれぞれ効力が生じることとなります。

現地で消費者保護法の適用対象となる事業を展開されている事業者は、本改正法案の動向を注視するとともに、本改正法案が可決された場合に備えて、今のうちから対応を進めておくことが望まれます。

パートナー 梅津 英明

☎ 03-6212-8347

✉ [hideaki.umetsu@mhm-global.com](mailto:hideaki.umetsu@mhm-global.com)

アソシエイト 石田 祐一郎

☎ 03-5223-7755

✉ [yuichiro.ishida@mhm-global.com](mailto:yuichiro.ishida@mhm-global.com)

アソシエイト 松本 光資

☎ 03-6266-8923

✉ [koshi.matsumoto@mhm-global.com](mailto:koshi.matsumoto@mhm-global.com)

## Client Alert

### セミナー情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html>

- セミナー 『第 5270 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「インサイダー取引最新事例と規制動向並びに効果的なインサイダー取引防止体制構築—元証券取引等監視委員会調査官が近時裁判例・課徴金事例を交え解説—」』

開催日時 2023 年 12 月 7 日（木）13:30～15:30

講師 宮田 俊

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
  
- セミナー 『Intellectual Property & Antitrust: A Regional Perspective and Enforcement Update』

開催日時 2023 年 12 月 8 日（金）10:00～12:00

講師 高宮 雄介

主催 Primerio
  
- セミナー 『生成 AI の法的論点と政策動向』

開催日時 2023 年 12 月 8 日（金）19:00～20:30

講師 増田 雅史

主催 東大経栄会
  
- セミナー 『情報ネットワーク法学会 第 23 回研究大会「報告 1-3 個人データへのアクセス履歴と個人情報該当性」』

開催日時 2023 年 12 月 10 日（日）10:10～10:35

講師 蔦 大輔

主催 情報ネットワーク法学会
  
- セミナー 『情報ネットワーク法学会 第 23 回研究大会 「【第 16 分科会】セキュリティインシデント発生時の当局対応の諸問題（サイバーセキュリティ法研究会）」』

開催日時 2023 年 12 月 10 日（日）16:30～18:00

講師 蔦 大輔

主催 情報ネットワーク法学会
  
- セミナー 『スタートアップの買収における留意点』

開催日時 2023 年 12 月 12 日（火）10:00～12:00

講師 岡野 貴明

主催 金融財務研究会

## Client Alert

- セミナー 『企業における ChatGPT を含む生成系（ジェネレーティブ）AI 活用の法務実務～利用態様を踏まえて基礎から実務上のポイントを詳説～』  
開催日時 2023年12月12日（火）14:00～17:00  
講師 田中 浩之  
主催 一般社団法人企業研究会
  
- セミナー 『第5373回金融ファクシミリ新聞社セミナー「コロナ後のカルテル対応とリスク管理—令和元年改正後の実務を踏まえた執行への対応とコンプライアンス—』  
開催日時 2023年12月13日（水）13:30～15:30  
講師 柿元 将希  
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
  
- セミナー 『不正・不祥事発覚時の初動対応～法務・コンプライアンス担当者が持つべきスキル・知識～』  
開催日時 2023年12月13日（水）14:00～15:30  
講師 山内 洋嗣  
主催 株式会社中央経済社・ビジネス法務
  
- セミナー 『戦略的コーポレート・ファイナンスの法務と実務～新株予約権・CBによる第三者割当型ファイナンス、臨報方式の海外募集、ライツ・オファリングをはじめ最新手法を徹底検証～』  
視聴期間 2023年12月15日（金）～2024年2月14日（水）  
講師 根本 敏光  
主催 株式会社プロネクサス
  
- セミナー 『新しいステーブルコイン法制の全体像と実務対応』  
開催日時 2023年12月18日（月）9:30～11:30  
講師 寺井 勝哉  
主催 JPI（日本計画研究所）
  
- セミナー 『グローバル（欧米・中国・アジア主要国／ブラジル・ロシア）データ保護規制の要点比較と最新実務対応』  
開催日時 2023年12月19日（火）13:30～16:30  
講師 田中 浩之  
主催 株式会社金融財務研究会

## Client Alert

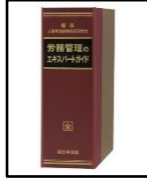
- セミナー 『サイバーセキュリティセミナー '23 in 東北 「インシデント対応の法律実務とサイバーセキュリティ関係法令」』  
開催日時 2023年12月19日（火）14:00～16:00  
講師 蔦 大輔  
主催 東北総合通信局、東北地域サイバーセキュリティ連絡会
  
- セミナー 『そのポスターや動画は大丈夫?!～病院のための著作権基礎知識～』  
開催日時 2023年12月20日（水）12:10～13:00  
講師 南谷 健太  
主催 株式会社 OPERe（オペリ）
  
- セミナー 『近時の保険業界を取り巻く環境と法的留意点～法的論点・行政処分事例等から学ぶコンプライアンス対応を中心に～』  
開催日時 2023年12月21日（木）9:30～12:30  
講師 小川 友規  
主催 株式会社セミナーインフォ
  
- セミナー 『生成 AI の法的論点と政策動向』  
開催日時 2023年12月28日（木）17:00～19:00  
講師 増田 雅史  
主催 法政大学イノベーション研究会

## Client Alert

### 文献情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『労務管理のエキスパートガイド—事例でみる職場環境における配慮と問題行動への対処—』（2023年10月刊）



出版社 新日本法規出版株式会社  
著者 西本 良輔（共著）

- 本 『AI プロファイリングの法律問題 AI時代の個人情報・プライバシー』（2023年11月刊）



出版社 株式会社商事法務  
著者 田中 浩之（共著）

- 本 『環境価値取引の法務と実務』（2023年11月刊）



出版社 株式会社エネルギーフォーラム  
著者 木山 二郎、長窪 芳史、山路 諒、木村 純、鮫島 裕貴、塩見 典大、山崎 友莉子、前山 和輝、日高 稔基（共著）

- 論文 掲載誌 「「企業買収における行動指針」の実務からの考察（上）（下）」  
旬刊商事法務 No.2338、2339  
著者 石綿 学、福田 剛（共著）

- 論文 掲載誌 「IPOにおける上場承認前届出（S-1方式）の実務上の諸論点」  
旬刊商事法務 No.2339  
著者 鈴木 克昌、宮田 俊、平川 諒太郎、山口 大貴（共著）



## Client Alert

- 論文 「〈実務問答金商法（33）〉FDルールにおける「広報に係る業務」および「重要情報」の意義」  
掲載誌 旬刊商事法務 No.2339  
著者 森田 理早
- 論文 「信託型ストックオプションの代替案に関する税務上の取扱い」  
掲載誌 旬刊商事法務 No.2340  
著者 大石 篤史、高橋 悠、間所 光洋（共著）
- 論文 「中国最新法律事情（276）「外商投資環境のさらなる最適化による外商投資誘致活動の強化に関する意見」の制定」  
掲載誌 国際商事法務 Vol.51, No.10  
著者 水本 真矢、森 康明、胡 勤芳（共著）
- 論文 「外国公務員贈賄に対する罰則の強化・拡充」  
掲載誌 ジュリスト No.1590  
著者 梅津 英明、佐藤 浩由（共著）
- 論文 「2023年6月定時株主総会を振り返って」  
掲載誌 月刊監査役 No.756  
著者 若林 功晃
- 論文 「営業秘密侵害に関する刑事実務対応」  
掲載誌 月刊監査役 No.756  
著者 今泉 憲人
- 論文 「企業買収における行動指針と買収提案への取締役会の対応—指針第3章を中心に—」  
掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.35 No.820  
著者 近澤 諒
- 論文 「企業買収行動指針のM&A実務への影響」  
掲載誌 旬刊経理情報 No.1691  
著者 松下 憲

## Client Alert

- 論文 「実務解説 申請書作成などの手続をどうするか 有報等の提出期限の延長申請における実務上の留意点」  
掲載誌 旬刊経理情報 No.1693  
著者 宮田 俊
- 論文 「〈Robotics 法律相談室第 99 回〉米国における AI 規制はどのような状況にあるか」  
掲載誌 日経 Robotics 2023 年 11 月号  
著者 戸嶋 浩二
- 論文 「生成 AI の可能性と法的論点 第 3 回 生成 AI 活用と個人情報・プライバシー」  
掲載誌 銀行法務 21 No.905  
著者 田中 浩之、館 貴也（共著）
- 論文 「NFT の法的課題」  
掲載誌 ウェブ版国民生活 No.134  
著者 増田 雅史
- 論文 「【特集／経済安全保障関連の課題】（1）外為法に基づく投資管理制度—現行制度の課題と法制上の手当ての検討」  
掲載誌 CISTEC ジャーナル 2023 年 9 月号  
著者 大川 信太郎
- 論文 「The Insolvency Review 11th Edition -Japan Chapter」  
掲載誌 The Insolvency Review 11th Edition  
著者 片桐 大、原田 昂（共著）
- 論文 「Key developments & the latest trends in Japan - from a legal perspective」  
掲載誌 Beaumont Capital Markets: Real Estate Finance & Investment Review 2023/24  
著者 内津 冬樹

## Client Alert

### NEWS

<https://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

➤ 「PRIDE 指標 2023」にて「ゴールド」を受賞

2023年11月7日、一般社団法人 work with Pride(1)が策定する、職場におけるLGBTQ+などのセクシュアル・マイノリティ(以下、LGBTQ+)への取組の評価指標「PRIDE 指標 2023」(2)において、「ゴールド」を受賞いたしました。

Diversity & Inclusion Policy に掲げた世界を実現するため、毎年6月に開催しているMHM Prideに加え、所内制度・手続の整備・周知や、研修・所内コミュニティを通じた啓蒙・意見交換等、日頃より推進してきたLGBTQ+に関する取組が評価され、この度の「ゴールド」受賞に至りました。

(1)一般社団法人 work with Pride は、企業などの団体において、LGBTQ+、すなわちレズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーなどの性的マイノリティに関するダイバーシティ・マネジメントの促進と定着を支援する団体です。

(2)PRIDE 指標は「企業・団体等の枠組みを超えてLGBTQ+が働きやすい職場づくりを日本で実現する」ために、Policy (行動宣言)、Representation (当事者コミュニティ)、Inspiration (啓発活動)、Development (人事制度・プログラム)、Engagement/Empowerment (社会貢献・渉外活動) の5指標で構成されています。

当事務所は、引き続き、LGBTQ+を含む多様なメンバー誰もが自分らしく活躍できるインクルーシブな社会の早期実現を目指して、様々な活動を続けてまいります。

➤ 岡田 淳 弁護士が IAM Global Leaders 2024 に選出されました

当事務所の岡田 淳 弁護士が IAM Global Leaders 2024 に選出されました。IAM Global Leaders には、特許や特許訴訟に関する専門知識と豊富な経験を有しており、IAM Patent 1000 において Gold Tier にランクされた弁護士の中から、総合的に高評価を得た者が選出されます。

➤ 岩井 悠 弁護士が入所しました

(岩井 悠 弁護士からのご挨拶)

謹啓

皆様におかれまして、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所において、執務させていただくことになりました。

私は、これまで約3年間にわたり、White & Case LLP において、M&A General Corporate Practice Team に所属し、幅広く法務実務に携わってまいりました。

## Client Alert

また、Banking、Litigation においても知見を深め、クライアントの多様なニーズに対応する力を養ってまいりました。

当所においても、これらの経験を活かし、クライアントの皆様を成功に導くため、最善の努力を尽くす所存です。

皆様におかれましては、どうぞ一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

令和 5 年 11 月吉日

弁護士 岩井悠

- 尾登 亮介 弁護士が一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会ステーブルコイン部会 法律顧問に就任しました
- 南谷 健太 弁護士が Stanford Environmental Law Journal 編集委員、スタンフォード大学 Global Health Student Council、スタンフォード大学ロースクール The Center for Law and the Biosciences Student Fellow に就任しました
- 蔦 大輔 弁護士が警察庁「キャッシュレス社会の安全・安心の確保に関する検討会」委員に就任しました
- 増島 雅和 弁護士がデジタル庁 デジタル関係制度改革検討会委員、デジタル庁・経済産業省 国際データガバナンス研究会委員、デジタル庁主催の「法令 API ハッカソン」(開催期間: 2023 年 11 月 10 日(金) ~ 11 月 17 日(金))の審査員に就任しました